

奈良県告示第二百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
崔 秀龍	大和治療院 大和高田市東三倉堂町一八一 二七	平成二十九年六月一日
粟村 文彦	やまと鍼灸整骨院 大和高田市礪野東町一―一〇 上田ビル一階	平成二十九年九月一日
福井 識正	からだ元気治療院大和高田店 大和高田市大字市場三五二番 地	平成二十九年九月四日